

福岡市消費生活審議会によるあっせん・調停に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市消費生活条例（以下「条例」という。）第29条第3項の規定による福岡市消費生活審議会（以下「審議会」という。）のあっせん・調停（以下「あっせん・調停」という。）の実施について、条例及び福岡市消費生活条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(あっせん・調停の付託等)

第2条 市長は、紛争を審議会のあっせん・調停に付するときは、当該紛争の解決を申し出た消費者に対し、書面によりその意思を確認したうえで、あっせん・調停付託書（様式第1号）により行うものとする。

2 審議会は、紛争があっせん・調停に付されたときは、速やかに苦情処理部会においてあっせん・調停を開始するものとする。

3 審議会は、市長に対して、あっせん・調停に必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(あっせん・調停への呼び出し等)

第3条 審議会は、紛争当事者に対し審議会への出席の呼び出しをするときは、あっせん・調停呼出書（様式第2号）により行うものとする。

2 審議会は、事業者が正当な理由なく前条第3項の呼び出しに応じないときは、あっせん・調停再呼出書（様式第3号）により、出席について再度要請を行うものとする。

3 市長は、前項の要請を行ったにもかかわらず正当な理由なく事業者がこれに応じないときは、審議会からの報告を受け、条例第29条第5項により公表を行うことができる。

(あっせん・調停の取下げ)

第4条 あっせん・調停による紛争の解決を申し出た消費者が、あっせん・調停を取り下げるときは、あっせん・調停取下書（様式第4号）により行うものとする。

(あっせん・調停等の終結等)

第5条 あっせんにより当事者間に合意が成立したときは、当事者間でその旨を記載した書面をとりかわすものとする。

2 審議会は、調停により当事者間に合意が成立したときは、調停書（様式第5号）を3通作成し、紛争当事者及び審議会が各1通を保有するものとする。

3 審議会は、規則第18条第2項によりあっせん・調停を打ち切るときは、紛争当事者に対し、あっせん・調停打切通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

(あっせん・調停結果の報告)

第6条 規則第18条第3項に規定する市長への報告は、あっせん・調停結果報告書（様式第7号）により行うものとする。

(委員の除斥)

第7条 審議会又は苦情処理部会の委員は、自己又はその親族があっせん・調停に係る紛争に直接の利害関係にあるときは、当該紛争に係る審議から除斥される。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、あっせん・調停に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。